

令和5年12月20日

大阪社会保障推進協議会
会長 安達 克郎 様

城 東 区 長
担当：総務課（総合企画）大島・垣内
電話：06-6930-9683

貴団体からの要望書について（回答）

平素は大阪市政にご協力を賜り誠にありがとうございます。

さて、令和5年10月27日にいただきました「要望書」につきまして、別紙のとおり回答いたします。

今後とも本市城東区行政にご理解・ご協力を賜りますよう、よろしく願い申し上げます。

番号	1. ①
項目	<p>第9期にむけて全国の市の中でとび抜けて高くなっている大阪市の介護保険料を引き下げよう区として必要な意見具申等を行うこと。さらに多段階化を行い高額所得者の料率を引き上げるとともに低所得者の料率を国基準の0.3よりも低くする必要があることを市に意見をあげること。</p>
<p>(回答)</p> <p>介護保険制度は高齢者の介護を社会全体で支えあうために創設された社会保険制度であり、介護保険の運営に必要な費用にかかる公費負担と保険料負担の割合が法令により定められております。</p> <p>本市では一人暮らしの高齢者や低所得者が多く、また、全国と比べると認定率が高く、介護サービスを受けられる方が多い状況となっており、介護サービスに係る費用も大きくなっております。令和3年度から令和5年度までの第8期の介護保険料につきましては、こうした状況に加え、介護保険料に直結する国の介護報酬の増額改定の影響により、基準となる月額保険料が8,094円となっております。</p> <p>本市においては、低所得者の保険料軽減として、保険料段階が第1段階から第4段階の方を対象として、国による「公費投入による低所得者保険料軽減」を実施するとともに、保険料段階が第1段階から第4段階で、世帯全員が市町村民税非課税で生活に困窮しておられる方に、第4段階の保険料の2分の1に相当する額まで軽減する制度を設け、実施しております。</p> <p>今後さらなる高齢化の進展による給付費の増加や介護報酬改定などの影響により介護保険料の上昇が見込まれる中、介護保険制度の持続可能性を確保するため、国の社会保障審議会において低所得者の保険料上昇抑制について議論されているところであり、本市として国に対して要望している介護給付費の財源に占める国の負担割合の引き上げを含め、区として動向を注視してまいります。</p>	
担当	城東区 保健福祉課（介護保険） 電話：06-6930-9859

番号	1. ②
項目	<p><u>介護保険料に関する相談には懇切丁寧に行うこと。</u>また、相談を通じて把握した高齢者の生活実態について独自に調査を行い介護保険料を検討する参考資料とすること</p>
<p>(下線部分の回答)</p> <p>介護保険料に関する相談については、これまでから、窓口等に相談に来られた被保険者の状況を聞き取り、その方の状況に応じて、保険料段階の説明や軽減の制度についてのご案内を行っているところです。</p> <p>(後段部分の局回答)</p> <p>また、令和6年度から8年度を計画期間とする次期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画における介護保険料の検討にあたっては、現在、無作為抽出した高齢者等を対象に、高齢者等のニーズを的確に把握するため高齢者実態調査を行っているところであり、今後、有識者等が参画する大阪市社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会において、集計結果をもとに計画策定に向けた議論を行う予定です。</p>	
担当	<p>城東区 保健福祉課 (介護保険) 電話：06-6930-9859</p> <p>福祉局 高齢者施策部 介護保険課 (管理グループ) 電話：06 - 6208 - 8028</p>

番号	1. ②
項目	<p>介護保険料に関する相談には懇切丁寧に行うこと。また、<u>相談を通じて把握した高齢者の生活実態について独自に調査を行い介護保険料を検討する参考資料とすること。</u></p>
<p>(回答)</p> <p>令和6年度から8年度を計画期間とする次期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画における介護保険料の検討にあたっては、昨年度、無作為抽出した高齢者等を対象に、高齢者等のニーズを的確に把握するため高齢者実態調査を行っており、現在、有識者等が参画する大阪市社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会において、集計結果をもとに次期計画策定に向けた議論を行っているところです。</p> <p>(下線部について回答)</p>	
担当	福祉局 高齢者施策部 介護保険課（管理） 電話：06-6208-8028

番号	1. ③
項目	<p>介護保険料納付困難者（滞納者・未納者）については一方的な滞納処分を行わないこと。生活再建につながる相談援助を関係各機関と連携して行うこと。</p>
<p>(回答)</p> <p>介護保険制度は、被保険者の皆様が保険料を負担し、相互に助けあう社会保障制度です。介護保険料の滞納は、歳入の確保といった介護保険運営上の問題にとどまらず、被保険者間の負担の公平性を損なうものであることから、滞納被保険者に対する粘り強い納付督促を行いながら、滞納保険料の圧縮・解消に努めているところです。</p> <p>介護保険料については、介護保険法第144条により、「地方自治法第231条の3第3項に規定する法律で定める歳入とする」と規定されており、地方自治法第231条の3第3項に規定される歳入については、納期限までに納付がない場合、期限を指定して督促を行い、督促による納付期限までにその納付すべき金額の納付がない場合には、地方税の滞納処分の例により処分することができると規定されています。</p> <p>本市では、納付期限までに介護保険料の納付がない場合、あらためて納付期限を定め、督促状を送付し納付をお願いしているところであり、督促状送付後においても、お電話や文書の送付、必要に応じて訪問を行うなど、きめ細かに納付のお願いをしているところです。しかしながら、納付のご相談や特段の事情がないまま滞納が累積している場合には、やむを得ず上記規定に基づき、滞納処分（差押え）を執行しています。</p> <p>なお、納付困難の相談対応時等に、生活の困りごと等を把握した場合には、適切な相談支援機関を案内するなど、丁寧な対応を行っているところです。</p>	
担当	<p>福祉局 高齢者施策部 介護保険課（保険給付） 電話：06-6208-8059</p> <p>福祉局 高齢者施策部 介護保険課（管理） 電話：06-6208-8028</p>

番号	1. ④
項目	介護保険料滞納者に対する制裁措置（給付減額、償還払い化等）は、要介護者の生活に重大な影響を与えるものであり、行わないこと。
<p>(回答)</p> <p>介護保険制度は、被保険者の皆様が保険料を負担し、相互に助けあう社会保障制度です。保険料滞納者に対する給付制限については、介護保険法の規定に基づき行っているものであり、負担の公平性の観点からも必要な措置であると考えております。</p> <p>なお、介護保険料の滞納は、歳入の確保といった介護保険運営上の問題にとどまらず、被保険者間の負担の公平性を損なうものであることから、滞納被保険者に対する粘り強い納付督促を行いながら、今後とも、滞納保険料の圧縮・解消に努めてまいります。</p>	
担当	福祉局 高齢者施策部 介護保険課（保険給付） 電話：06-6208-8059

番号	1. ⑤
項目	<p>低所得者に対する介護保険料減免制度を積極的に周知・広報するとともに運用を柔軟に行うこと。収入の認定にあたってはすべての社会保険料、医療費等を控除する扱いとすること。介護保険料減免にある生活困窮者軽減基準として『介護保険料を滞納していないこと』と記されているが、根拠を介護保険条例、介護保険規則から明らかにすること。</p>
<p>(回答)</p> <p>本市における介護保険料の減免制度については、介護保険パンフレット（ハートページ）に記載し、市役所・区役所・その他関係機関の窓口に着用するとともに、減免制度の説明ビラを各区窓口に設置し、来庁者に案内することで制度周知に努めております。</p> <p>また、65歳年齢到達者や市外転入者等の新規資格取得者全員に介護保険被保険者証を送付する際にも、介護保険料の減免制度を記載した介護保険ハンドブックを同封し、周知しております。</p> <p>なお、収入要件の基準額については、国制度の社会福祉法人等による利用者負担軽減制度の収入要件を参考に、他都市の実施状況等を勘案して設定しております。</p> <p>介護保険料の減免については、介護保険法第142条により市町村は条例で定めるところにより、特別の理由がある者に対し、保険料を減免することができることと規定されています。本市生活困窮者軽減の要件については、大阪市介護保険条例第15条第2号により介護保険料を減免することができる事由として、市長が特に必要があると認めるときと規定され、その市長が特に必要があると認めるときとは、大阪市介護保険料徴収猶予及び減免基準において、市町村民税世帯非課税の第1号被保険者（生活保護法第6条第1項に規定する被保護者及び境界層該当者を除く。）の属する世帯について、生活に困窮し、保険料を軽減することができる要件すべてに該当することとしています。その該当要件のひとつに『介護保険料を滞納していないこと』と規定しています。</p>	
担当	<p>福祉局 高齢者施策部 介護保険課（保険給付） 電話：06-6208-8059</p>

番号	1. ⑥
項目	介護保険料について 2022 年度分の納税の猶予・換価の猶予申請件数、職権による納税の猶予・換価の猶予件数、滞納件数・金額を明らかにすること。
<p>(回答)</p> <p>2022 年度分の徴収猶予件数は把握しておりません。</p> <p>職権による換価猶予・申請による換価猶予件数は 0 件です。</p> <p>2022 年度の滞納件数は全市で 20,856 人、滞納金額は 1,441,139,328 円です。</p>	
担当	福祉局 高齢者施策部 介護保険課（保険給付） 電話：06-6208-8059

番号	1. ⑦
項目	<p>要介護認定は適切かつ迅速になされるよう区として必要な対応を行うこと。また、申請代行を行った居宅介護支援事業所等からの認定の進捗状況及び認定結果等の問い合わせにも適切に対応すること。</p>
<p>(回答)</p> <p>本市では、事務処理の効率化のため、従前まで区役所で行っていた要介護・要支援認定業務の一部の業務について集約的に事務管理を行うとともに、民間委託事業者へ委託して民間事業者のノウハウを活用することにより効率的・効果的な事務が行えるよう「認定事務センター」を設置しております。</p> <p>要介護認定申請に対する処分は、特別な理由がある場合を除き当該申請を受理してから30日以内に行わなければならない旨、介護保険法に定められているところであり、その遵守に向けた注力は保険者としての務めであると考えており、意見書及び認定調査票の回収に要する時間短縮を図るとともに、認定事務センターの安定的な稼働に努めるなど、迅速な要介護認定の実施に努めております。</p> <p>いただいたご意見につきましては、認定事務センターの所管である福祉局へお伝えします。</p> <p>また、申請代行を行った居宅介護支援事業所等からのお問合せに対しましても、認定事務センターと連携し、できる限り丁寧な対応を行っているところであり、引き続き、適切な対応に努めてまいります。</p>	
担当	<p>城東区 保健福祉課（介護保険） 電話：06-6930-9859</p>

番号	1. ⑧
項目	<p>虐待や孤立、近隣とのトラブルやサービス拒否など困難を抱えた利用者の支援をケアマネジャーや介護サービス利用者に任せず、区役所と地域包括支援センターが「支援困難者」のケアマネジメントを担当するなどの対応を行うこと。</p>
<p>(回答)</p> <p>地域包括支援センターでは、個々の高齢者等の状況や変化に応じた包括的・継続的なケアマネジメントを実現するため、地域の介護支援専門員が抱える支援困難事例について、他の職種や地域の関係者、関係機関と連携し、助言等を行うこととしています。</p> <p>複合的な課題を含む相談については、地域包括支援センターが様々な関係機関と連携・協力して対応していますが、既存のしくみでは解決できない場合には、各区において、総合的な相談支援体制の充実事業を活用し、様々な分野の相談支援機関や地域の関係者等が一堂に会し支援方針等を話し合う「総合的な支援調整の場（つながる場）」を開催するなど、支援が困難な事例の解決に向けて取り組んでいるところです。</p>	
担当	<p>福祉局 高齢者施策部 地域包括ケア推進課 (地域包括ケア) 電話：06-6208-8060</p> <p>福祉局 高齢者施策部 介護保険課 (管理) 電話：06-6208-8028</p> <p>福祉局 生活福祉部 地域福祉課 電話：06-6208-7951</p>

番号	1. ⑨
項目	<p>要支援者のホームヘルプサービス（訪問型サービス）は、「生活援助型」となること によって大幅に下がった報酬となったため、サービス時間の短縮や、提供拒否などの 事態も起こっている。介護予防型の訪問サービスが幅広く利用できるように地域包括 支援センターと連携して改善をはかること。</p>
<p>(回答)</p> <p>本市では、サービス利用対象者に対して適切なサービスが提供されるよう、介護予防ケ アマネジメントを行う際に、介護予防型訪問サービスの利用が必要かどうかサービスの決 定プロセスを標準化し、客観的に判断するための指標を設けています。</p> <p>サービスの選択にあたっては、当該指標に沿った振分を行い、利用者の状態に応じた適 切な訪問サービスを利用いただいています。</p> <p>なお、この振分の結果、介護予防型訪問サービスの利用対象者に該当しない場合であつ ても、サービス利用対象者の状態像により、ケアマネジャーと地域包括支援センターが介 護予防型訪問サービスの利用が必要と考えるケースについては、介護予防型訪問サービス を利用いただいています。</p>	
担当	<p>福祉局 高齢者施策部 地域包括ケア推進課（地域包括ケア） 電話：06-6208-8060 福祉局 高齢者施策部 介護保険課（管理） 電話：06-6208-8028</p>

番号	1. ⑩
項目	紙おむつについては、介護者のいない独居の方にも支給するよう大阪市に求めること。
<p>(回答)</p> <p>紙おむつをはじめとした介護用品支給事業は、次の要介護高齢者を在宅で介護されている家族（介護者）のうち、介護者世帯および要介護高齢者世帯ともに、市民税非課税世帯である方を対象としています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 介護保険制度の要介護状態区分が4または5の方 ② 介護保険制度の要介護状態区分が3で介護認定調査票の「排尿」「排便」のいずれかが全介助の方 <p>本事業は、高齢者福祉の増進を図ることを目的とするとともに、在宅において要介護高齢者を介護する家族の負担を軽減するために実施していることから、介護者のいないひとり暮らしの方などについては、支給の対象外としているところです。</p> <p>いただいたご意見につきましては、福祉局へお伝えします。</p>	
担当	城東区 保健福祉課（高齢） 電話：06-6930-9859

番号	2. ①
項目	第9波の区での現状を明らかにするとともに、大阪市独自のコロナ対策を検討するよう具申すること。
<p>(回答)</p> <p>新型コロナウイルス感染症については、令和5年5月8日に法律上の位置付けが5類感染症に変更されたことに伴い、医療提供体制は「限られた医療機関による特別な対応」から「幅広い医療機関で患者が受診できる医療体制」に向けて段階的に移行しております。</p> <p>本市では、移行期間においても重症化リスクの高い高齢者や障がい者が入所する施設に対し、これまで行ってきた次の支援を継続しております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・専用メール（陽性者一覧）、コールセンター等への施設からの報告による陽性者早期把握 ・陽性者（入所者1名以上）が発生した施設に対する電話等による疫学調査、「大阪市感染制御・業務継続支援チーム」の派遣 ・施設から保健所への緊急時用直通電話の設置 <p>今後も各区保健福祉センターと保健所の役割分担と相互連携はもとより、大阪府などの関係機関と連携しながら、引き続き感染の拡大防止に努めてまいります。</p>	
担当	健康局 保健所 感染症対策課 電話：06-6647-0739

番号	2. ②
項目	区保健センターの人員増についてふくめ公衆衛生分野の対応強化について積極的に取り組むこと。
<p>(回答)</p> <p>本市では、令和4年度より保健所を兼務し、平常時にはアウトリーチをはじめ各種地域保健活動に従事するとともに、非常時には速やかに保健所に参集する保健師（健康危機管理担当保健師）を各区に配置いたしました。</p> <p>令和5年度においても、各区当たり1名の保健師を増員しております。</p> <p>今後も各区保健福祉センターと相互連携のもと、本市公衆衛生施策の充実に努めてまいります。</p>	
担当	健康局 健康推進部 健康施策課 電話：06-6208-9951

番号	2. ③
項目	2017年に一元化した府立公衆衛生研究所と大阪市立環境科学研究所をもとに戻し、政令指定都市大阪市として公衆衛生行政に責任を持てる体制に再編することを大阪市内に求めること。
<p>(回答)</p> <p>地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所は、平成29年4月、大阪市立環境科学研究所と大阪府立公衆衛生研究所が統合し発足しました。また、令和5年1月には分散する二つの施設を一元化し、最新の試験検査機器等の整備や人材の集積による検査能力の強化・研究の高度化など、ハード・ソフト両面での機能強化を図っているところです。</p> <p>同研究所はこれまでと同様大阪府市の地方衛生研究所として、公衆衛生に係る調査研究、試験検査及び研修指導並びに公衆衛生情報等の収集、解析、提供等の業務を通じて、健康危機事象への積極的な対応をはじめ、行政機関等への科学的かつ技術的な支援を行い、住民の健康増進及び生活の安全確保に寄与するということはもとより、西日本の中核的な地方衛生研究所に相応しい機能を備えることができるよう、健康危機に関わる情報収集・発信機能の充実、疫学調査への積極的な助言・支援等、疫学解析研究の推進及び試験検査に係る信頼性を確保する体制の強化に取り組んでまいります。</p>	
担当	健康局 総務部 総務課（大阪健康安全基盤研究所支援） 電話：06-6208-7367

番号	3. ①
項目	<u>大阪市の被保険者の限界を超える国保料の値上げについて納付相談・減免相談及び摘要の状況を明らかにし収納率の現状について明らかにすること。区民の現状から区として2024年度国保統一延期の意見を大阪市にあげること。こどもの均等割を無料にすること。</u>
<p>(回答)</p> <p><u>(保険グループ・収納グループ回答)</u></p> <p>令和4年度の減免適用件数・収納率は、別紙のとおりです。なお、納付相談・減免相談の件数は、集計していないため不明です。</p> <p><u>(管理グループ回答)</u></p> <p>国民健康保険は、国民皆保険制度の根幹として極めて重要な役割を果たしていますが、加入者に高齢者や低所得者が多く、財政基盤が脆弱であるという構造的な問題を抱えています。加えて、高齢化の進展や社会情勢の変化に伴い、一市町村で長期に安定した運営を行うことは困難であることから、持続可能な医療保険制度を構築するため、国は公費を拡充し国保財政基盤の強化を図るとともに、平成30年度より国保運営の都道府県単位化が図られたところです。</p> <p>都道府県単位化にあたって、市町村は、都道府県が定める運営方針を踏まえた国保運営に努めるものとされており、府内市町村の保険料率につきましては、被保険者間の負担の公平性の観点から、府内のどこにお住まいでも、「同じ所得、同じ世帯構成」であれば「同じ保険料額」とすることとしています。</p> <p>本市におきましても、令和6年度に保険料率等を府内で統一する府の運営方針に沿った対応を行っているところです。</p> <p>国民健康保険の事業運営は、保険料と国庫支出金等で賄うことが原則であり、事業を安定して運営していくためには、医療給付費等の伸びに応じて、被保険者の方にも応分の負担をお願いせざるを得ないものと考えております。</p> <p>しかしながら、令和5年度の本市一人当たり平均保険料は、医療給付費の自然増等により、13.9%の改定が必要なところ、物価高騰などの状況を考慮して、本市国保基金を約28億円充当することにより10.3%の改定としたところです。</p> <p>府内統一保険料率となる令和6年度以降は、前述のような市町村独自の対応はできなくなるため、大阪府において、府内統一保険料率の抑制・平準化及び国民健康保険の安定的な財政運営を図るため、令和6年度からの次期運営方針において、財政調整事業を定めて取り組むこととされています。</p> <p>本市としましては、保険料の抑制・平準化のための取組については、医療費の急激な上昇が見込まれる場合等においても、被保険者の負担が急増することの無いよう、大阪</p>	

府・市町村国民健康保険広域化調整会議における協議内容を適切に踏まえた上で、大阪府がリーダーシップを発揮し、国民健康保険の財政運営の責任主体として確実に取り組んでいただくよう意見提出しているところです。

また、高齢化の進展による保険料負担の急増や中間所得者層の保険料負担の緩和、今後の医療費の増嵩などに耐え得る財政基盤の強化を図るため、更なる財政支援の拡充を求めるとともに、医療保険制度間の保険料負担の公平化を図り、長期的に安定した制度となるよう、国民健康保険の都道府県単位化にとどまらず、医療保険制度の一本化などの制度の抜本的な改革の実施について、引き続き国に要望を重ねてまいります。

(保険グループ回答)

こどもに係る均等割保険料の軽減措置の導入とそれに伴う財政支援につきまして、令和4年度より未就学児の均等割保険料の5割が公費により軽減されたところですが、子育て世帯の負担軽減を図るためには、未就学児のみならず、さらなる軽減措置の拡充が必要であることから、国に対し要望を行っているところです。

加えて、大阪府に対しましても、軽減措置の拡充について、国へ働きかけるよう要望を行っております。

担当	福祉局	生活福祉部	保険年金課（管理）	電話：06-6208-7961
	福祉局	生活福祉部	保険年金課（保険）	電話：06-6208-7964
	福祉局	生活福祉部	保険年金課（収納）	電話：06-6208-9872

番号	3. ②			
項目	2022 年度分納税の猶予・換価の猶予申請件数、職権による納税の猶予・換価の猶予件数、滞納件数・金額を明らかにすること。			
(回答)				
令和 4 年度における徴収猶予及び換価の猶予の申請・承認件数は次のとおりです。				
	令和 4 年度	徴収猶予	換価の猶予 (申請による)	換価の猶予 (職権による)
	申請件数	155 件	4 件	-
	承認件数	151 件	4 件	25 件
令和 4 年度現年賦課保険料の滞納世帯数及び滞納金額は次のとおりです。(R5.5 月末)				
	滞納世帯数	滞納金額		
	65,709 世帯	4,896,742 千円		
担当	福祉局 生活福祉部 保険年金課 (収納) 電話 : 06-6208-9872			

番号	3. ③
項目	他の被用者保険と同様に国保についても傷病手当金を創設するよう大阪市として意見を上げるよう要望すること。
<p>(回答)</p> <p>傷病手当金制度は、協会けんぽなどの被用者保険においては、健康保険法に基づく法定給付として、被保険者が業務災害以外の理由による疾病、負傷等の療養のために会社を休み、事業主から給与の支払いが受けられない場合に、期間等の要件を定め支給されています。</p> <p>一方、国民健康保険の場合、加入者には様々な就業形態の方がおられ、妥当な支給額の算出が難しいという課題もあることから、国民健康保険法で定める任意給付とされているところであり、国においても制度化には被保険者の公平性や財源確保の観点から課題が多いという見解を示されています。</p>	
担当	福祉局 生活福祉部 保険年金課（給付グループ） 電話：06-6208-7967

番号	3. ④
項目	<p>コロナ禍に加え物価高が被保険者を直撃している。滞納処分の停止をこれまで以上に積極的に行うこと。</p>
<p>(回答)</p> <p>国民健康保険料収入の確保は単に財政面だけでなく、被保険者の負担の公平性を確保する観点からも重要であり、適切な収納対策は保険者としての責務であると認識しております。</p> <p>保険料滞納世帯に対しては、文書送付や電話などにより接触を図り、納付相談、納付指導を行う中で、個々の事情の把握に努めるとともに、必要に応じて減免制度をお示しするなど、日頃からきめ細かく丁寧な対応を行っています。</p> <p>それでもなお、保険料を納めていただけない世帯に対しては、関係法令に基づき財産調査を行い、その結果財産が判明した場合には、判明した財産が差押禁止財産に該当しないことやその財産の状況などを慎重に審査した上で、まず差押予告を行い、保険料滞納世帯との接触を図り、個々の事情を十分お聞かせいただくとともに自主的な納付を促しております。</p> <p>これによってもなお、特別な事情がないにもかかわらず、保険料を納めていただけない場合は、関係法令に基づき適正に差押え等の滞納処分を行っています。</p> <p>また、滞納処分を行う財産がないなどの理由により、納付能力がないと本市が判断したときは、関係法令に基づき、納付能力が回復するまで滞納処分の停止等を行っています。</p>	
担当	<p>福祉局 生活福祉部 保険年金課（収納） 電話：06-6208-9872</p>

番号	4. ①
項目	<p>特定健診では巡回健診、日曜健診、出張健診など積極的な施策を実施すること。また、委託事業所への補助や場所の提供を行なうこと。同時に健診項目を増やすこと、当面「詳細な検診」で実施している貧血検査・心電図検査・眼底検査・血清クレアチニン検査は即時に健診項目に追加すること。</p>
<p>(回答)</p> <p>大阪市国民健康保険では、特定健康診査をより受診しやすいものとするため、特定健康診査の受診費用を無料とするとともに、身近な医療機関で受診ができる個別健診と、区役所や小学校等で受診ができる集団健診を実施しています。</p> <p>また、受診者の利便性を考慮して、個別健診では市内 1,600 か所だけでなく府内 2,900 か所の取扱医療機関で受診できるようにしており、集団健診では年間約 300 回実施し、特定健康診査とがん検診の同時実施や休日開催等、健診機会の確保に努めています。</p> <p>健診項目について、国が定める基本的な健診項目に加え、事業開始当初から、血糖検査は空腹時（随時）血糖及び HbA1c の両検査を実施しています。平成 25 年度からは、腎機能検査（血清クレアチニン・血清尿酸検査）を実施しています。</p> <p>医師が必要と判断した場合に実施する詳細な健診（貧血検査・心電図検査・眼底検査）については、無料で実施しています。</p>	
担当	<p>福祉局 生活福祉部 保険年金課（保健事業） 電話：06-6208-9876</p>

番号	4. ① ii)
項目	<p><u>特定健診・がん検診の受診率向上のため、抜本的な対策を講じること。</u></p>
<p>(回答)</p> <p>大阪市国民健康保険では、特定健康診査の受診率向上の啓発について、対象となる全ての方に受診券を送付するとともに、国保健診ガイド（パンフレット）、お住まいの区の取扱医療機関・集団健診会場一覧を同封し、受診を勧奨しています。加えて、未受診者に向けて、特定健康診査の受診について電話勧奨を行っています。</p> <p>また、特定健診とがん検診のセット受診を促進するとともに、平成 30 年度から、特定健診基本項目を充足する 1 日人間ドックの自己負担額の引下げや無料コース対象者の拡充を行うことにより、受診率の向上を図っています。</p> <p>令和 2 年度からは、不定期の受診者等に対して、A I を用いた効果的なグループ分け（性、年齢、居住地域、健診結果、健診履歴等のデータを活用）を行い、グループ特性に基づく受診勧奨メッセージを掲載したはがきによる受診勧奨を行っています。</p> <p>令和 4 年度からは未受診者に対して、携帯電話への SMS による受診勧奨を行っています。</p> <p>令和 5 年度からは、大阪府医師会と連携したかかりつけ医による受診勧奨を実施します。 (令和 5 年 12 月実施予定)</p> <p>これまでも受診率の向上に向けて、様々な方策を実施しているところですが、その効果についての分析や評価を行い、より効果的な受診勧奨となるよう検討を進めてまいります。</p> <p>(下線部について回答)</p>	
担当	<p>福祉局 生活福祉部 保険年金課（保健事業） 電話：06-6208-9876</p>

番号	4. ① ii)
項目	<p>特定健診・<u>がん検診の受診率向上のため、抜本的な対策を講じること。</u></p>
<p>(回答)</p> <p>がん検診の受診率向上に向けては、より効果的な周知・啓発を行うため、本市のがん検診受診要件を備える国民健康保険加入者に対し、担当部署と連携し次の取り組みを行っております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一定の年齢の国民健康保険加入者に対し、胃がん、大腸がん、肺がん、子宮頸がん、乳がん、前立腺がん検診の個別受診勧奨を行っております。 ・子宮頸がんの罹患率が高まる若年層の女性の国民健康保険加入者に対し、子宮頸がん検診の個別受診勧奨を実施しております。 <p>また、特定年齢市民に対する胃がんや前立腺がん検診の個別受診勧奨と、今年度新たな取り組みとして、がん検診の長期未受診者等に対する携帯電話のSMS（ショートメッセージサービス）を用いた個別勧奨のモデル事業を実施しています。</p> <p>今後も、これまでの取り組みによる効果の検証を行い、より効果的な周知・啓発を行うなど、更なる受診率の向上に努めてまいります。</p> <p>(下線部について回答)</p>	
担当	健康局 健康推進部 健康づくり課 電話：06-6208-9943

番号	4. ②
項目	<p>生活保護利用者の健診(大阪市健康診査)は、申請制度をやめ、国民健康保険と同様に新年度の初めに「受診券」を送付すること。なお、当面は、現行の「健康診査」については、通年受付とし、ケースワーカー等の指導を含め周知を徹底すること。</p>
<p>(回答)</p> <p>大阪市では、40歳以上の生活保護受給者を対象に、健康増進法に基づく市町村業務として大阪市健康診査を実施しており、ホームページや広報紙を活用した制度周知などを行ってきたところです。なお、生活保護受給者であっても、社会保険に加入している方や入院中である方、また、お勤め先等で健康診断を受診できる方等につきましては、大阪市健康診査の対象外となるため、まず、受診の申込をしていただき、資格確認を行ったうえで、受診券や個人票を発送することとしています。</p> <p>各区保健福祉センターの生活保護担当では、40歳から64歳で、直近1年に生活習慣病やがんによって医療機関を受診した経歴がなく、かつ入院・入所していない受給者を対象に啓発チラシを活用して勧奨を行っています。また、65歳以上の受給者世帯には啓発チラシの配付を行い周知しています。</p>	
担当	<p>健康局 健康推進部 健康づくり課 電話：06-6208-9943</p> <p>福祉局 生活福祉部 保護課 電話：06-6208-8021</p>

番号	5. ①
項目	単身者が生活保護申請に行ったときに「施設入所が前提条件」であるかのようなことを言わないこと。
(回答) 大阪市では、安定した住居のない状況の方から生活保護の申し込みがあった場合、申込者が要保護状態であり居宅生活が可能であると判断したときには、住宅の敷金扶助の手続きを進めるとともに、再び住居のない状況に戻らないよう居宅生活への移行に向けた支援を行っています。	
担当	福祉局 生活福祉部 保護課 電話：06-6208-8014

番号	5. ②
項目	<p>「生活保護を申請します」と表明しているにも関わらず「本庁と相談します」と言って何時間も待たせ、申請書を渡さず、申請をあきらめさせるようなことを行わないこと。</p>
<p>(回答)</p> <p>生活保護の申請を希望された方に対しては、必要な援助を行うよう配慮し、申請意思を確認した方には申請していただいています。</p> <p>一方で来庁された区役所が所管外であり、別の機関で相談を行っていただくことが望ましい場合など、本庁並びに各種機関と連携し、必要な支援が行える相談機関をご案内できるよう、来庁者をお待たせする場合があります。</p>	
担当	<p>城東区役所保健福祉課（生活支援） 電話：06-6930-9872</p>

番号	5. ③
項目	<p>女性の相談者、申請者に対して「身体を使って働けばいい」というセクハラにも取られる発言をする受付面接員が何人もいる。こうした人権侵害をしないよう指導を行うこと。またDVから逃げてきた赤ちゃんを抱えている若いママさんに対して「家を探してから来て」とか「保育所を探して働け」などという発言をする受付面接相談員も多々いる。指導をすること。</p>
<p>(回答)</p> <p>相談・申請に来られた方に対しては、今の生活状況をお聞きした上で、生活保護法の趣旨や他法・他施策を紹介するなど社会保障や福祉制度を総合的に考慮検討して、その方にとって役立つ方策をさぐる一方で、申請の意思確認について必要な援助を行うよう配慮し、申請意思を確認した方には申請していただいています。</p> <p>なお、対応の際には、相談・申請に来られた方の人権や、その置かれた状況にも配慮しています。</p>	
担当	福祉局 生活福祉部 保護課 電話：06-6208-8014

番号	5. ④
項目	受付面接員は面談記録をきっちりととり、他の面接相談員にも共有し、なんども同じ話の聞き取りを行わないこと。
	(回答) 相談・申請に来られた方からは今の生活状況をお聞きし、聞き取った情報については記録を作成し、内容については速やかに保健福祉センター内で共有を図っています。
担当	福祉局 生活福祉部 保護課 電話：06-6208-8014

番号	5. ⑤
項目	<p>区の 2022 年度の扶養照会件数と実際に扶養につながった件数を明らかにすること。 意味のない「扶養照会」を行わないこと。</p>
<p>(回答)</p> <p>扶養援助を受けることができる方は、この援助を最低限度の生活の維持のために活用することが保護に優先するとされており、扶養援助を受けることができると思われる方については、扶養義務者の方に援助の可否をお伺いし、援助をお願いしています。ただし、これまでの生活歴等から扶養援助が期待できない方、扶養援助をお願いすべきではない方に対し、一律に扶養をお願いするというのではなく、個々の状況から判断して行っています。</p> <p>2022 年度の扶養照会件数と扶養に結びついた件数は把握しておりません。</p> <p>【参考】</p> <p>2021 年度実績 ・扶養照会人数：8,677 人 ・得られた金銭的援助の件数：65 件</p>	
担当	福祉局 生活福祉部 保護課 電話：06-6208-8014

番号	5. ⑥
項目	生活保護手帳に基づき、鍼灸における4Km以上の往療料算定を認めること。
<p>(回答)</p> <p>施術機関の選定については、生活保護制度の「国民の最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであって、かつ、これをこえないものでなければならない」という原則に基づき、申請者（生活保護受給者本人）の希望をもとに福祉事務所で決定を行っています。</p> <p>そのため、居所を起点に半径4km以内に指定施術機関が存在しない場合は、4km以上の往療、及びその料金の算定を認めています。</p>	
担当	福祉局 生活福祉部 保護課 電話：06-6208-8021

番号	5. ⑦
項目	区内でフードバンク・フードパントリー・お弁当配布などを行う団体に対して無料での会場提供など支援を行うこと、および区の予算で補助金などを出すこと。
<p>(回答)</p> <p>本市では、生活保護に至る前の段階の第2のセーフティネットとして、生活困窮者自立相談支援窓口を各区役所に設置しております。</p> <p>生活困窮者支援を通じて、関係機関・関係者のネットワークを構築し、「食」支援も含んだ他事業やインフォーマルな支援の活用を行いながら、対象者の自立までを包括的・継続的に支援できる地域づくりを進めています。</p>	
担当	福祉局 生活福祉部 自立支援課 電話：06-6208-7959

番号	5. ⑦
項目	区内でフードバンク・フードパントリー・お弁当配布などを行う団体に対して無料での会場提供など支援を行うこと、および区の予算で補助金などを出すこと。
<p>(回答)</p> <p>本市では、生活保護に至る前の段階の第2のセーフティネットとして、生活困窮者自立相談支援窓口を各区役所に設置しております。</p> <p>生活困窮者支援を通じて、関係機関・関係者のネットワークを構築し、「食」支援も含んだ他事業やインフォーマルな支援の活用を行いながら、対象者の自立までを包括的・継続的に支援できる地域づくりを進めています。</p>	
担当	城東区 保健福祉課（福祉） 電話：06-6930-9857

番号	6.
項目	最新の国における保育所の入所定員数、申込数、待機児童数を明らかにし、保育所を増設し、待機児童を解消すること。

(回答)

令和5年4月1日現在の国の定義に基づく待機児童数等は次のとおりです。

待機児童数		(単位:人)		
区 分	令和5年4月	令和4年4月	増 減	
新規利用申込数(保育認定者のみ)(A)	13,983	14,052	▲ 69	
利用決定児童数(B)	11,294	11,628	▲ 334	
転所希望(C)*1	348	335	13	
利用保留児童数(D)=(A)-(B)-(C)	2,341	2,089	252	
一時預かり等対応幼稚園(E)	20	15	5	
企業主導型保育事業(F)	180	197	▲ 17	
育休中(G)*2	949	928	21	
求職活動休止中(H)*3	127	176	▲ 49	
特定保育所希望等(I)*4	1,061	769	292	
待機児童数 (J)=(D)-(E)-(F)-(G)-(H)-(I)	4	4	0	

(説明)

利用決定児童数には、調査日時点で保育施設等の利用内定を受けているものを含みます。
利用保留児童数のうち、こども家庭庁の基準により待機児童数から除外する項目ごとに計上しています。

*1 転所希望

保育所等を現在利用しているもののうち、第1希望の保育所等でない等の理由により他の保育所等への転所を希望しているもので、現保育所等を継続して利用するもの

*2 育休中

4月1日現在において育休を取得しているもの(利用予約的に申込んだもののほか、利用保留により育休期間を延長するなど、結果として育休中となったものも含む)のうち、復職の意思がないことが確認できたもの

*3 求職活動休止中

4月1日現在において、保護者が求職活動を行っていることが確認できないもの

*4 特定保育所希望等

他に利用可能な保育所等があるにもかかわらず、特定の保育所等を希望し待機しているものや、利用可能な保育所等のあっせんに応じなかったもの

本市では、待機児童を含む保育を必要とする全ての児童の入所枠の確保を図るため、既存施設の定員や入所希望申込の状況等も考慮したうえで、必要な認可保育所等の整備を行っています。

担当	こども青少年局 幼保施策部 幼保企画課(環境整備) 電話:06-6208-8126
----	---

番号	7. ①
項目	<p><u>小学校体育館に冷暖房設備の設置をすること。</u>また、小・中学校トイレの洋式化を早急に進めること。整備率を明らかにすること。</p>
<p>(回答)</p> <p>大阪市では、令和2年度から大阪市立中学校の体育館への空調機の設置工事に着手しており、令和4年度に全127校への設置を完了しました。</p> <p>猛暑時の大規模災害においては、避難が長期化した場合における高齢者等のいわゆる災害弱者をはじめとする避難者の二次被害が想定され、避難所での二次被害を防止するセーフティネットの観点から、避難所生活の環境確保を図るために設置したものです。</p> <p>また、猛暑時の暑さ対策の面に加えて、平時の教育現場における熱中症対策という観点においても効果的であることから、夏場の部活動等実施時にも空調機を活用しているところ です。</p> <p>避難が長期化した場合には避難所を中学校へ集約いたしますが、集約前の避難所である小学校での避難においては、空調機が設置されている普通教室や特別教室の活用、そして可動式の冷風機の調達・設置などの対応も可能であると考えており、平時も含めた効果としては、全小学校体育館への空調機設置は中学校体育館よりも小さいことから、現在のところ、小学校体育館の空調機につきましては、防災対策の観点からは設置する予定はございません。</p> <p>(下線部について回答)</p>	
担当	危機管理室 危機管理課 (防災企画) 電話：06-6208-7379

番号	7. ②
項目	<p>地震だけでなく台風などによっても、ライフラインの停止により生活弱者である障がい者・高齢者はより困難な生活を強いられる。例えば断水で給水車が来てもそこまで取りに行けない、エレベーターが止まってしまうと階段では動けない、避難所に行くこともできないため生活困難に陥る。また低所得者はストックがないため食糧支援がなければ生きていくことができないなど災害時には特段の支援策が必要となる。また 24 区ごとに状況が違う(市営住宅が多い、タワーマンションが多い、海沿いである、運河沿いである等々)ことから、24 区ごとの具体策についてお答えいただきたい。</p>
<p>(回答)</p> <p>障がい者、高齢者の方はもとより、避難所生活をおくる方とそれ以外の方へ支援物資が平等に行き渡る体制を整えることは、検討を進める必要がある課題と考えています。</p> <p>現在のところ、災害時には地域住民によって構成される自主防災組織に避難所の運営などを担っていただくことになっておりますほか、要支援者対策として特に障がい程度の重い方などを対象に「個別避難計画」の作成を進めていただいております。今後一層、地域の皆様との連携を進めてまいります。</p> <p>支援を必要とされる方ご自身におかれても、食料などの備蓄を進めていただくとともに、ご近所同士で互いに助け合える雰囲気醸成に常日頃から心がけていただけるよう、啓発に努めてまいります。</p>	
担当	城東区 市民協働課 (防災・防犯) 電話： 06-6930-9039

番号	7. ③
項目	高層住宅での災害時の対応マニュアルの作成など管理組合や施設管理者への指導を行うこと。
<p>(回答)</p> <p>本市では、一部の区において、防災の専門家の助言に基づき、マンション防災の出前講座やマンションでの安否確認訓練などを実施しております。危機管理室としましても、マンション防災を推進するために、このような事例内容を全区に共有しております。</p>	
担当	危機管理室 危機管理課 (減災対策) 電話：06-6208-7380

番号	7. ④
項目	避難所で感染が広がらないように感染予防対策を具体化すること。
<p>(回答)</p> <p>本市では、災害時避難所における感染症対策につきまして「避難所開設・運営ガイドライン」を作成し、地域での避難所開設・運営の際に活用していただけるよう周知を図っているところです。</p>	
担当	危機管理室 危機管理課（減災対策） 電話：06-6208-7380

番号	7. ⑤
項目	<p>水害時に対応する高所避難ビルを拡大増やすこと。</p>
<p>(回答)</p> <p>本市では、平成 23 年度から、津波からの避難を優先した取り組みのひとつとして、上町台地以西の 10 区（此花区、港区、大正区、西淀川区、住之江区、西成区、福島区、西区、淀川区、浪速区）において、津波避難施設（津波避難ビル）の確保を進めております。</p> <p>また、平成 25 年 8 月 8 日に大阪府より公表された「南海トラフ巨大地震に係る津波浸水想定」によって、新たに津波浸水のおそれがあるとされた 7 区（北区、都島区、中央区、旭区、城東区、鶴見区、住吉区）につきましても、上町台地以西の 10 区と同様に津波避難施設（津波避難ビル）の確保に努めております。</p> <p>さらには、津波浸水想定はないものの、河川氾濫（洪水）の浸水想定がある東部の 5 区（東淀川区、東成区、生野区、東住吉区、平野区）においても、平成 27 年度より津波避難施設（水害時避難ビル）の確保を進めております。</p> <p>なお、津波避難施設については、公共施設だけではなく、民間施設に対しても協力を働き掛け、確保に努めております。</p>	
担当	<p>危機管理室 危機管理課（防災計画） 電話：06-6208-7384</p>

番号	7. ⑥
項目	女性の視点での防災計画の推進を積極的に進めること。すでに計画づくりをしているのであればその内容を明らかにすること。
<p>(回答)</p> <p>災害対策基本法第 42 条の規定に基づき大阪市防災会議が大阪市地域防災計画を作成しており、同会議には、防災委員として女性の方にも委員に就任いただいております。また同会議は、男女共同参画その他の多様な視点から女性委員の役割を高めることや高齢者や障がい者、ボランティア団体等、多様な主体の参画促進に努めることとしております。</p> <p>大阪市地域防災計画（令和 5 年 4 月）では、避難所について次のように定めております。 (対策編 P31 第 9 節 避難施設 9-4 避難所の開設・運営より抜粋)</p> <p>(2) 避難所開設・運営にあたっての留意事項</p> <p>エ 避難所の運営における男女共同参画を推進するとともに、高齢者、障がい者、多様な性によるニーズの違い等多様な視点に配慮するものとする。また、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配付等による避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。</p> <p>ク 女性や子ども等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子ども等の安全に配慮するよう努める。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努める。</p>	
担当	危機管理室 危機管理課（防災計画） 電話：06-6208-7384

番号	8. ①		
項目	区内市営住宅の総戸数と空戸数を明らかにすること。		
<p>(回答)</p> <p>大阪市営住宅の行政区別管理戸数及び空家戸数については、以下の表のとおりです。</p> <p>※空家戸数には、政策空家を含んでいます。</p>			
	行政区	管理戸数	空家戸数
	北	1,855	310
	都島	2,136	152
	此花	4,247	801
	中央	222	13
	港	4,221	406
	大正	4,734	949
	天王寺	975	125
	浪速	3,826	513
	西淀川	3,279	319
	淀川	4,651	650
	東淀川	14,235	2,772
	東成	83	3
	生野	821	130
	旭	3,183	362
	城東	6,064	575
	鶴見	8,833	1,032
	阿倍野	1,527	227
	住之江	9,053	1,342
	住吉	8,250	879
	東住吉	1,885	319
	平野	24,395	4,454
	西成	3,463	850
	合計	111,938	17,183
※令和5年9月末時点（除却対象住戸を含む）			
担当	都市整備局 住宅部 管理課（入居契約） 電話：06-6208-9264		

番号	8. ②																																																	
項目	区内市営住宅の政策空家戸数と目的・内訳を明らかにすること。																																																	
<p>(回答)</p> <p>大阪市営住宅の行政区別政策空家戸数については、以下の表のとおりです。</p> <p>※政策空家とは、建替事業等や住戸状況により募集していない空家をいいます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>行政区</th> <th>政策空家戸数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>北</td><td>230</td></tr> <tr><td>都島</td><td>39</td></tr> <tr><td>此花</td><td>547</td></tr> <tr><td>中央</td><td>1</td></tr> <tr><td>港</td><td>138</td></tr> <tr><td>大正</td><td>799</td></tr> <tr><td>天王寺</td><td>78</td></tr> <tr><td>浪速</td><td>265</td></tr> <tr><td>西淀川</td><td>108</td></tr> <tr><td>淀川</td><td>443</td></tr> <tr><td>東淀川</td><td>1,589</td></tr> <tr><td>東成</td><td>1</td></tr> <tr><td>生野</td><td>92</td></tr> <tr><td>旭</td><td>137</td></tr> <tr><td>城東</td><td>259</td></tr> <tr><td>鶴見</td><td>382</td></tr> <tr><td>阿倍野</td><td>159</td></tr> <tr><td>住之江</td><td>444</td></tr> <tr><td>住吉</td><td>238</td></tr> <tr><td>東住吉</td><td>91</td></tr> <tr><td>平野</td><td>2,658</td></tr> <tr><td>西成</td><td>591</td></tr> <tr><td>合計</td><td>9,289</td></tr> </tbody> </table> <p>※令和5年9月末時点（除却対象住戸を含む）</p>			行政区	政策空家戸数	北	230	都島	39	此花	547	中央	1	港	138	大正	799	天王寺	78	浪速	265	西淀川	108	淀川	443	東淀川	1,589	東成	1	生野	92	旭	137	城東	259	鶴見	382	阿倍野	159	住之江	444	住吉	238	東住吉	91	平野	2,658	西成	591	合計	9,289
行政区	政策空家戸数																																																	
北	230																																																	
都島	39																																																	
此花	547																																																	
中央	1																																																	
港	138																																																	
大正	799																																																	
天王寺	78																																																	
浪速	265																																																	
西淀川	108																																																	
淀川	443																																																	
東淀川	1,589																																																	
東成	1																																																	
生野	92																																																	
旭	137																																																	
城東	259																																																	
鶴見	382																																																	
阿倍野	159																																																	
住之江	444																																																	
住吉	238																																																	
東住吉	91																																																	
平野	2,658																																																	
西成	591																																																	
合計	9,289																																																	
担当	都市整備局 住宅部 管理課（管理） 電話：06-6208-9261																																																	

番号	8. ③
項目	政策空家の共益金を入居者に負担をさせている実態は明らかに不合理なので改めること。
<p>(回答)</p> <p>共益費（エレベーターや階段灯などの共用電気料金等）は、入居者の皆様が住宅の共用部分について、共同使用し維持管理していくために必要な費用であり、入居者皆様共通の便益の用に供しているものであるため、原則、入居者の皆様に個人でご負担いただく必要がございます。</p> <p>ただし、建替事業等による貸付停止住宅等の空住戸数が全体戸数の15%を超えた場合は、共用電気料金のうち空住戸相当分について、自治会等の申し出により本市が負担するとしており、入居者の皆様のご負担軽減に努めております。</p>	
担当	都市整備局 住宅部 管理課（管理） 電話：06-6208-9261 都市整備局 住宅部 保全整備課 電話：06-6208-9271 都市整備局 住宅部 建設課（建替改善） 電話：06-6208-9251

番号	8. ④
項目	市営住宅集会所の利用料が高額でかつ使い勝手数悪いことを改めること。
<p>(回答)</p> <p>本市では、集会所について、市営住宅集会所管理規程を設け、当該市営住宅の入居者全体及び周辺地域住民の共同の場として、相互の親睦、福利厚生、文化的行事及び地域コミュニティ育成等のために積極的に使用できるよう、管理及び使用運営に必要な事項を定めております。</p> <p>なお、集会所の管理及び使用運営（使用料の決定、徴収等を含む）につきましては、市営住宅集会所管理規程に基づき、入居者等で構成される集会所運営委員会において、集会所運営要綱を作成のうえ、自主的に行っているところです。</p>	
担当	都市整備局 住宅部 管理課（管理） 電話：06-6208-9261